



第2次
清須市男女共同
参画プラン

令和4年3月
愛知県清須市

はじめに

わが国では、本格的な人口減少時代を迎え、さらには令和2(2020)年の、新型コロナウイルスによる感染症の拡大は、ジェンダーに起因する経済格差や配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化が懸念されるなどの課題を顕在化させる一方で、新しい働き方の可能性が広がるなど生活様式にも影響を与えました。このような社会情勢を背景に、人生100年時代の到来を意識し、すべての人が生涯にわたる充実した暮らしを実現するために、働き方・暮らし方の変革が求められています。



本市では、平成21(2009)年に、「清須市男女共同参画プラン」を、平成26(2014)年に「清須市男女共同参画プラン(中間見直し版)」を策定し、男女共同参画社会の実現に向け、様々な取り組みを進めてきましたが、今なお、ジェンダーにとらわれた固定的な役割分担意識や習慣が根強く存在しており、一層の努力が求められています。

平成27(2015)年9月に開催された国連サミットでは、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、その中で掲げられた持続可能な開発目標(SDGs)において、「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児の能力強化を達成することをめざす」と示されており、各国で取り組みが加速されています。

国においても、令和2(2020)年12月に「第5次男女共同参画基本計画」が策定され、あらゆる分野において男女共同参画・女性活躍の視点を常に確保し施策に反映する必要があるとされています。

この度、清須市男女共同参画プラン(中間見直し版)の計画期間が満了することから、こうした国の動きや本市の現状を踏まえ、これまでの理念を継承しつつ、性別にとらわれない視点をあらゆる施策に盛り込んだ「第2次清須市男女共同参画プラン」を策定しました。

今後は、この新たな計画に基づき、性別にかかわらず、あらゆる分野で個性と能力を発揮できる社会の実現に向けた取り組みを推進して参りますので、市民の皆様には引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本プランの策定にあたり、貴重なご意見を賜りました清須市男女共同参画推進懇話会の委員の皆様をはじめ、市民意識調査にご協力いただきました市民の皆様及び関係者の皆様に対し、心から厚くお礼を申し上げます。

令和4年3月

清須市長 永田 純夫

目次

第1章 プランの策定にあたって	3
1 プラン策定の趣旨.....	3
2 男女共同参画の歩み.....	4
(1) 世界・国の動向.....	4
(2) 愛知県の動向.....	7
(3) 清須市の動向.....	7
3 プランの期間.....	8
4 プランの位置づけ.....	8
(1) プランの根拠法.....	8
(2) 他計画との関連.....	9
(3) SDGsと清須市の取り組みについて.....	10
5 プランの策定体制.....	11
(1) 男女共同参画に関する市民意識調査の実施.....	11
(2) 計画の評価・見直し.....	11
(3) 各会議等の開催.....	11
(4) パブリックコメント.....	11
第2章 清須市の現状と課題	15
1 統計に基づく清須市の現状.....	15
(1) 人口の状況.....	15
(2) 世帯状況.....	17
(3) 婚姻・出生の状況.....	18
(4) 就労状況.....	20
(5) 女性の参画状況.....	21
2 男女共同参画に関する市民意識調査結果の概要.....	22
(1) 男女共同参画に関する意識について.....	24
(2) 家庭の中での男女共同参画について.....	29
(3) 地域や社会の中での男女共同参画について.....	31
(4) 仕事での男女共同参画について.....	33
(5) DV（ドメスティック・バイオレンス）について.....	37
(6) ハラスメントについて.....	38
(7) 性の多様性について.....	39
(8) 男女共同参画の推進について.....	40
3 現行計画の成果目標及び活動目標の達成状況と評価.....	40
4 課題のまとめ.....	42

第3章 プランの基本的な考え方	47
1 プランの基本理念.....	47
2 プランの基本目標.....	48
3 施策の体系.....	49
第4章 施策の展開	53
基本目標1 人権の尊重と男女共同参画社会に向けての意識づくり	53
施策1 人権の尊重	54
施策2 男女共同参画意識を高める啓発活動の充実.....	55
施策3 男女共同参画を推進する教育・学習の充実.....	56
基本目標2 政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大	58
施策1 市におけるポジティブ・アクションの推進.....	59
施策2 女性のエンパワーメントへの支援.....	60
基本目標3 家庭や地域社会における男女共同参画の拡大	61
施策1 家庭や地域における男女共同参画の促進	62
施策2 防災分野における男女共同参画の促進	63
基本目標4 男女がともに働きやすい就業環境の実現.....	64
施策1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進.....	65
施策2 雇用の分野における男女平等の推進.....	66
施策3 女性のチャレンジ支援.....	67
基本目標5 福祉の拡充と生涯にわたる充実した暮らしづくり	68
施策1 安心して生活できる福祉サービスの充実	69
施策2 生涯を通じた健康づくりへの支援.....	70
基本目標6 あらゆる暴力の根絶.....	73
施策1 DV（ドメスティック・バイオレンス）の防止に向けた情報提供や啓発.....	74
施策2 相談・連携体制の整備・充実	75
施策3 被害者に対する支援の推進.....	76
第5章 プランの推進体制	81
1 連携・協働によるプランの推進.....	81
（1）庁内の推進体制.....	81
（2）市民協働による推進体制.....	81
（3）市民、関係団体、事業者との連携.....	81
2 プランの進捗管理.....	82
（1）指標の設定.....	82
（2）進捗管理の具体的方法	82
資 料 編	85
1 施策の成果目標一覧.....	85

2	懇話会設置要綱	88
3	懇話会委員名簿	89
4	策定経過.....	90
5	用語解説.....	91
6	男女共同参画社会基本法	95
7	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）..	98
8	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）	105
9	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（抄）	111